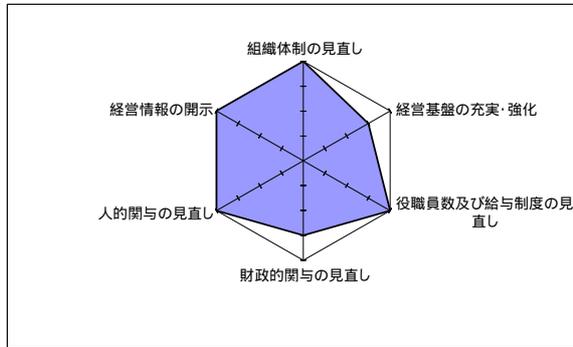


出資法人及び県所管課による評価(1次評価)

取組の評価分布図



個別取組項目の評価総括表

取組み項目	取組の目標達成の評価
組織体制の見直し	十分達成している。
経営基盤の充実・強化	ある程度達成している。
役員数及び給与制度の見直し	十分達成している。
財政的関与の見直し	ある程度達成している。
人的関与の見直し	十分達成している。
経営情報の開示	十分達成している。

1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

(1) 組織体制の見直し	【評価：十分達成している。】
21年度2次評価に対する対応	2次評価での指摘なし
改革期間(平成18～21年度)を通じての実績・取組事項 (下線部分は21年度の実績・取組事項)	平成18年度から平成21年度を通じて、必要最小限度の人員で運用している。 平成21年度も人員については変動なし。
個別取組項目の目標の達成区分の評価選定理由 (上記評価に至った理由を、取組指標や上記実績・取組事項を踏まえて記載してください。)	パソコン等の普及や、業務内容が多様化し、業務が増加する中で平成18年以降、3人という必要最小限度の態勢でセンターの運用を実施している。

(2) 経営基盤の充実・強化	【評価：ある程度達成している。】
21年度2次評価に対する対応	新規賛助会員の獲得(収入増加)に向けて、職員が日常業務のあらゆる機会を通じて、既存会員を通じた新規会員の獲得依頼活動や、既存会員の口数増加依頼活動を実施するほか、会員等に対する情報発信のサービス向上に努めている。
改革期間(平成18～21年度)を通じての実績・取組事項 (下線部分は21年度の実績・取組事項)	当センターの運営は、基本財産の運用益、賛助会費、受託費で運営しており、平成18年度には基本財産2億円の国債購入し、増収を図った。 平成18年以降は、基本財産6億円を全て、国債で運用し、積立金についても普通預金から定期預金に切り替えて運営するなど利息収入の増収を図った。一方、賛助金の増収については、経済不況の波から一時脱会、口数の減少(減額)事案が増加したが、会員に対する勧誘活動やサービスの向上及び経費抑制に努めている。 平成21年度も前年と同様に会員に対する勧誘活動やサービス向上及び経費削減に努めている。
個別取組項目の目標の達成区分の評価選定理由 (上記評価に至った理由を、取組指標や上記実績・取組事項を踏まえて記載してください。)	当センターの運営は、基本財産の運用益、賛助会費、受託費で運用しており、基本財産を国債で運用することによって、利息収入の増収を図っている。賛助会費については、長引く不況の影響を受け、ここ数年減少しているが、会員等に対して積極的に勧誘活動を行い、経費の抑制にも努めている。

(3) 役員数及び給与制度の見直し	【評価：十分達成している。】
21年度2次評価に対する対応	2次評価での指摘なし
改革期間(平成18～21年度)を通じての実績・取組事項 (下線部分は21年度の実績・取組事項)	平成18年以降、役員は必要最小限度の人数であり、役員の給与体系も県職員に準じている。 平成21年度も役員は必要最小限度の人数を維持している。
個別取組項目の目標の達成区分の評価選定理由 (上記評価に至った理由を、取組指標や上記実績・取組事項を踏まえて記載してください。)	平成18年以降、役員は、必要最小限度の人数であり、役員の給与体系も県職員に準じている。

2 県の関与の適正化に向けた取組

(1) 財政的関与の見直し	【評価：ある程度達成している。】
21年度2次評価に対する対応	自主財源の獲得に向け、新規賛助会員の獲得や、既存の賛助会員に対する口数増加等の勧誘活動に努めている。
改革期間(平成18～21年度)を通じての実績・取組事項 (下線部分は21年度の実績・取組事項)	県の財政的関与は、企業や県及び市町等の事業所における不当要求防止責任者に対する講習事業にかかる委託のみである。平成18年以降、責任者講習事業が年々増加し、受講者の増員が見込まれることから、委託料も適正な要求を実施した。平成21年度は、受託料(176万7千円)を獲得している。
個別取組項目の目標の達成区分の評価選定理由 (上記評価に至った理由を、取組指標や上記実績・取組事項を踏まえて記載してください。)	県の財政的関与は、不当要求防止責任者講習事業にかかる委託のみである。平成18年以降、責任者講習事業が年々増加し、受講者の増員が見込まれることから、委託料も適正な要求を実施した。平成21年度は、受託料(176万7千円)を獲得している。

(2) 人的関与の見直し	【評価：十分達成している。】
21年度2次評価に対する対応	2次評価での指摘なし
改革期間(平成18～21年度)を通じての実績・取組事項 (下線部分は21年度の実績・取組事項)	平成18年から、暴追センターへの県職員の派遣等はなく、県の人的関与はない。平成21年度も県職員の人的関与はない。
個別取組項目の目標の達成区分の評価選定理由 (上記評価に至った理由を、取組指標や上記実績・取組事項を踏まえて記載してください。)	当センターの業務は、専門的知識を有するものであり、県警察の退職者が職員として雇用されている。これまで、県からの派遣はなく、今後も派遣の予定はない。

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

経営情報の開示	【評価：十分達成している。】
改革期間(平成18～21年度)を通じての実績・取組事項 (下線部分は21年度の実績・取組事項)	暴追センターのホームページに財務諸表を公表しており、万全の取り組みを行っている。平成21年度は、暴追センターのホームページで、平成20年度の財務諸表及び平成21年度の事業計画等が掲載されている。
個別取組項目の目標の達成区分の評価選定理由 (上記評価に至った理由を、取組指標や上記実績・取組事項を踏まえて記載してください。)	県のホームページへの財務諸表の公表を開始し、以後、平成18年からは暴追センターが開設するホームページに財務諸表を公表しており、積極的に情報開示が行われている。

4 総合的評価

<p>【総括】</p> <p>暴追センターは、県民総ぐるみでの暴力団排除活動の中核としての役割を担うとともに、暴力団被害者が気軽に相談できる「駆け込み寺」としての役割を担っているところでもある。同センターは相談活動、責任者講習等の事業を迅速かつ、着実に実施している。特に暴力団等の不当要求に対応するための不当要求防止責任者講習の受講者が年々増加傾向であり、益々、その存在意義が高まっている。経営基盤については、基本金全てを国債等で運用するとともに、積立金を定期預金に移すなど、利息の増収を図っている。賛助会員からの賛助金は長引く不景気の影響も受け減収傾向であるが、さらなる賛助金の増収に向け各種働きかけを実施しており、経営基盤の充実についても成果が認められる。以上のことから、現状での総合判断は優良と認められる。</p> <p>【今後の課題等】</p> <p>今後も、県民総ぐるみでの暴力団排除活動等を推進するため、警察等関係機関と連携をしながら、効果的・効率的に事業を進める。</p>
